

中小企業組合ガイドブック

Federation of Small Business Associations Guidebook

設立から運営まで中央会がサポートします!!



 宮崎県中小企業団体中央会

〒880-0013

宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3階

TEL.(0985)24-4278

FAX.(0985)27-3672

E-Mail info@himuka.or.jp

URL <http://www.himuka.or.jp/>



中央会は組合づくりのパートナー

 宮崎県中小企業団体中央会

事業協同組合・企業組合とは?

01 経営の効率化を図る事業協同組合

「事業協同組合」とは、中小企業者がお互いに協力して助け合う「相互扶助の精神」に基づいて共同で事業を行い、組合員の経営の合理化と効率化、取引条件の改善など経済的地位の向上を図るための組合で、中小企業組合制度の中で最も普及している代表的な組合です。

従来は、同業種の中小企業者が集まって、組合員が使用する資材等を共同購買したり、組合員の受注機会を確保するために仕事を共同受注したりするケースがほとんどでしたが、最近では、異業種の事業者が連携して、各々が蓄えたノウハウ等の経営資源を持ち寄って、新技術や新製品を開発する組合も増えています。

02 創業のツール企業組合

個人事業者や勤労者などが、それぞれの資本と労働力を持ち寄って組合員となり、組合の事業に従事して組合自体がひとつの企業体となって事業活動を行う組合が「企業組合」です。

この企業組合は、事業者に限らず、企業OBや主婦、学生なども組合員として加入することができ、組合事業が限定されないため、安定した働く場の確保や小規模事業者が経営規模の適正化を図る場合などに適した組合制度です。

そのため、近年では、介護福祉や地元特産品の開発、ネットビジネスなどの幅広い業種で、新規創業のツールとして活用されています。

企業組合の特徴

- 1 4人以上の仲間で設立が可能
- 2 株式会社などと同様に法人格が得られます。
- 3 自由な事業活動が行えます。
- 4 組合運営に対する発言権は平等
- 5 原則として、組合員の2分の1以上が組合の事業に従事しなければなりません。
- 6 組合の事業に従事する者の3分の1以上は組合員でなければなりません。



中小企業団体中央会とは?

中小企業団体中央会は、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された特別認可法人で、都道府県ごとに1つの中小企業団体中央会と上部団体の全国中小企業団体中央会により構成されており、中小企業の組織化とその強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことを主な目的として活動しています。

宮崎県中小企業団体中央会は、昭和30年11月に県内の中小企業組合などを会員として設立され、以来、事業協同組合等の設立や運営支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業組織の形成支援などをはじめ、金融・税制や労働問題など中小企業が抱えるさまざまな経営課題解決へ向けたサポートを行うなど、連携組織の専門支援機関として、国や県などと密接に連携しながら、県内中小企業の振興発展のために幅広い事業活動を展開しています。

組合を設立して経営を合理化したい中小企業の皆様、創業して新たなビジネスチャンスをつかみたい方、まずは「組合づくりのパートナー」中央会へ御相談ください!



中央会って何をしているの? 中小企業組合の設立と事業運営をサポートしています。

01 組合の設立支援

事業協同組合をはじめとする中小企業組合が事業活動を行うには、県や国などの行政庁から認可を受ける必要があります。

組合設立の手続きは、概ね下記のような手順となりますが、中央会では、組合の根本規則となる定款の作成や具体的な事業計画・収支予算の立案、その他認可申請書類の作成など、行政庁との橋渡し役となって組合事業がスタートするまでの諸手続きをきめ細かに支援しています。



中央会がしっかりサポート!!

02 組合運営などの支援

組合事業を円滑に進めていくうえで、組合法に基づいた組合の管理・運営、組合特有の会計処理や関係税制など、専門的な知識とスキルが大変重要となります。

中央会では、指導員が定期的に組合事務局へ訪問し、組合運営に関する相談に応じたり、電話や事務所での相談対応を行うなど、組合の皆様が抱える様々な課題に関して、face to faceで相談に応じています。

また、法律や労働問題などの専門性の高い相談については、弁護士や社会保険労務士、税理士など多様な専門家を活用して、問題解決へ向けた個別指導や、時代に即したテーマを取り上げ、組合運営に役立つ研修会を開催しています。

Contents

- 事業協同組合・企業組合とは? 1
- 中小企業団体中央会とは? 2
- 組合の種類 3
- 組合の主な事業と特徴 4
- 各種組織の比較 5~6
- 組合設立手続きフロー図 7~8
- 組合の管理・運営 9~10
- 組合には、どのような特徴が 11
ありますか?
- 活躍する組合の事例 12~18

組合の種類

事業協同組合

実施する共同事業を通じて、組合員である中小企業の経営の合理化・効率化、取引条件の改善等により経済的地位の向上を目指す組織です。4人以上の中小企業者によって設立され、組合員の事業を補完・支援するための事業を実施します。



商店街振興組合

小売商業・サービス業を営む事業者等が商店街を中心として設立するもので、商店街の活性化を目指して街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場や文化教室、集会場などのコミュニティ施設の設置を行います。



企業組合

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、組合の事業に従事して組合自体がひとつの企業体となって事業活動を行います。他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず労働者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

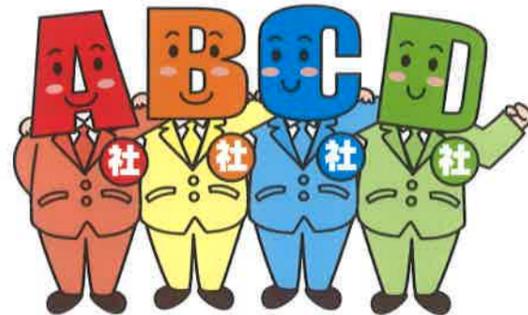
〈特徴〉

- 原則として組合員の2分の1以上が組合の事業に従事しなければなりません。
- 組合の事業に従事する者の3分の1以上は組合員でなければなりません。



協業組合

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上などを図ろうとする組合です。協業組合の形態には、組合員の事業の一部を統合する「一部協業」と、事業の全てを統合する「全部協業」があります。どちらの場合も組合員は必ず小規模の事業者（定款に定めれば組合員総数の4分の1以内まで大企業者を加入させることが可能）でなければならず、組合に統合した事業については原則として、個々の組合員は事業として行うことができなくなります。

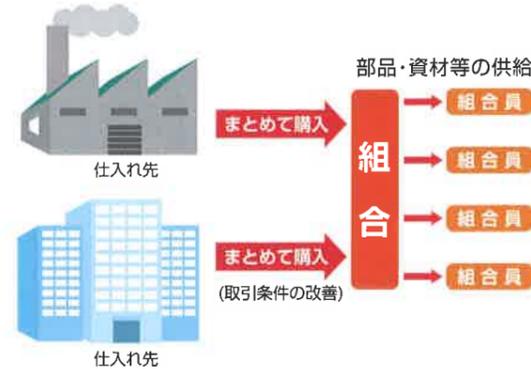
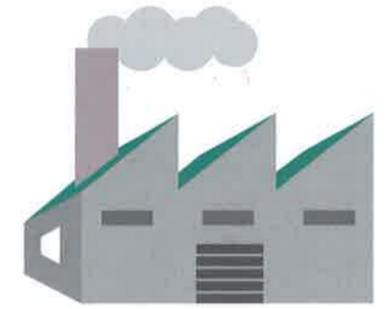


上記以外に「商工組合」「生活衛生同業組合」等があります。

組合の主な事業と特徴

共同生産・加工事業

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などが可能となります。

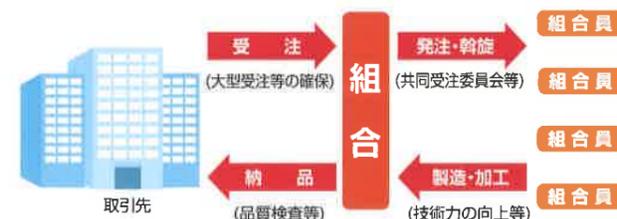
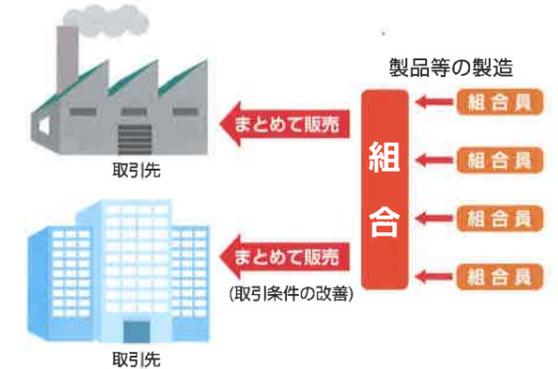


共同購買事業

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ卸・小売業、運送業やサービス業の組合に至るまで比較的幅広く実施されています。これにより、仕入先等との交渉力が強化され、仕入れ価格の引下げ、代金決済などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化などが図られます。

共同販売事業

組合員が製造した製品を組合がまとめて販売を行う事業です。これによって販売価格や決済条件などの取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等が図られます。



共同受注事業

組合が窓口となって注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品する事業です。ケースによっては、組合員に斡旋する形態もあります。これにより、大口の注文や大型の工事等を受注することが可能になるほか、取引条件の改善などが図られます。

情報提供事業

組合員の経営に役立つ市場等の情報、技術情報、関連業界の情報等を収集し、組合員に提供する事業ですが、近年では組合や業界の情報を広く発信していくことが重要になっています。



上記以外に組合員の生活面の向上を図る「福利厚生事業」等があります。

各種組織の比較

(平成26年3月現在)

組織の種類 内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	商工組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業の改善発達
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	4人以上の個人が参加すること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	個人及び法人など	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めるときは3分の1未満の中小企業者以外の者
責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上(個人に限る)	4人以上
加入	自由	自由	自由
任意脱退	自由	自由	自由
組合員比率	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
従事比率	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
1組合員の出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合 100分の35)	100分の25 (合併・脱退の場合 100分の35)	100分の25 (合併・脱退の場合 100分の35)
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)		共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法		中小企業団体の組織に関する法律

協業組合	商店街振興組合	有限責任事業組合(LLP)	NPO法人	株式会社
組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	利益追求企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	NPO法所定の特定非営利活動推進による公益の増進(営利を目的としない)	利益追求
人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体
組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	NPO法第2条第1項別表に規定する17の活動(福祉の推進、まちづくりの推進、環境保全、経済活動の活性化等)であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的	定款に掲げる事業
4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	2人以上の個人または法人が参加すること 組合契約書を作成し、これを登記すること	10人以上の社員がいること 理事3人以上、監事1名以上必要	資本金1円以上 1人以上
中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めるときはこれ以外の者	特に限定なし (ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること 組合員には業務執行への参加義務あり)	無制限	無制限
有限責任	有限責任	有限責任	出資をしていないので責任なし	有限責任
4人以上	7人以上			
総会の承諾が必要	自由	組合員全員の一致で決定	外部からの社員参加は原則自由	株式の譲受・増資割当による
持分譲渡による	自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能	自由	株式の譲渡による
ない	ない			
ない	ない			
100分の50未満 (中小企業者でないもの 全員の出資総額は 100分の50未満)	100分の25			
平等 (ただし定款で定め るときは出資比例の 議決権も可)	平等(1人1票)			
	組合員の利用分量の 100分の20まで			
定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	できない	できない	出資配当
中小企業団体の組織に関する法律	商店街振興組合法	有限責任事業組合契約に関する法律	特定非営利活動促進法	会社法

組合設立手続きフロー図

01 発起人を集める (4人以上)

[発起人会]

- ①発起人代表の選出
 - ②必要書類の原案作成(定款、設立趣意書、事業計画、収支予算書、設立同意書等)
書類作成については、中央会へご相談ください!
- 必要書類が完成したら・・・所管行政庁と事前協議(ヒアリング)
→発起人は全員出席
 - 所管行政庁から総会開催の許可があったら・・・創立総会の開催
 - 設立同意者より「設立同意書」を受け取る・・・設立同意者名簿を作成

02 創立総会開催公告・通知

※2週間以上の公告期間において総会開催日を決定する。

[同意者へ送付するもの]

- ・設立趣意書、定款(案)、事業計画(案)、収支予算(案)、総会議案

03 創立総会の開催

議案は、設立同意者の半数以上が出席し、その2/3以上の多数で決定

総会議決事項(例)

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 定款の制定 | ⑧ 役員報酬の決定 |
| ② 初年度及び次年度の事業計画の決定 | ⑨ 創立費の額及びその償却方法の決定 |
| ③ 初年度及び次年度の収支予算の決定 | ⑩ 取引金融機関の決定 |
| ④ 経費の賦課徴収方法の決定 | ⑪ 関係団体加入の決定 |
| ⑤ 借入金残高の最高限度額の決定 | ⑫ 役員任期の決定 |
| ⑥ 1組合員に対する貸付及び債務保証の残高の最高限度額の決定 | ⑬ 役員選出 |
| ⑦ 手数料・使用料・貸付利息及び保証料の最高限度額の決定 | ⑭ 字句の一部修正委任 |

第1回理事会の開催

議案は、理事全員の同意があり、理事の過半数が出席し、その過半数で決定

理事会議決事項(例)

- ① 代表理事(理事長)、専務理事等の選任
- ② 組合事務所の位置決定

04 設立認可申請

創立総会后、速やかに所管行政庁へ提出

提出書類一覧

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ① 設立認可申請書(鑑) | ⑨ 経費の賦課徴収方法 |
| ② 定款 | ⑩ 創立総会の議事録又はその謄本 |
| ③ 事業計画書(初年度並びに次年度) | ⑪ 理事会議事録 |
| ④ 役員名簿 | ⑫ 印鑑証明書 |
| ⑤ 設立趣意書 | ⑬ 委任状 |
| ⑥ 誓約書 | ⑭ 役員就任承諾書 |
| ⑦ 設立同意者名簿 | ⑮ 組合員となろうとする者の設立同意書及び出資引受書 |
| ⑧ 収支予算書(初年度並びに次年度) | |

05 設立認可

- 所管行政庁より認可があったら・・・「発起人」から「理事」へ事務引継
・設立同意者へ出資払込請求(受領)

06 設立登記申請

出資払込完了後、2週間以内に登記

07 登記完了(組合成立)

2ヶ月以内に提出

税務署への届出

- ・法人設立届出書
- ・青色申告の承認申請
- ・給与支払事務所等の開設届出 など

都道府県税事務所への届出

15日以内に提出(都道府県税条例による)

- ・法人設立届出書

市町村への届出

1ヶ月以内に提出

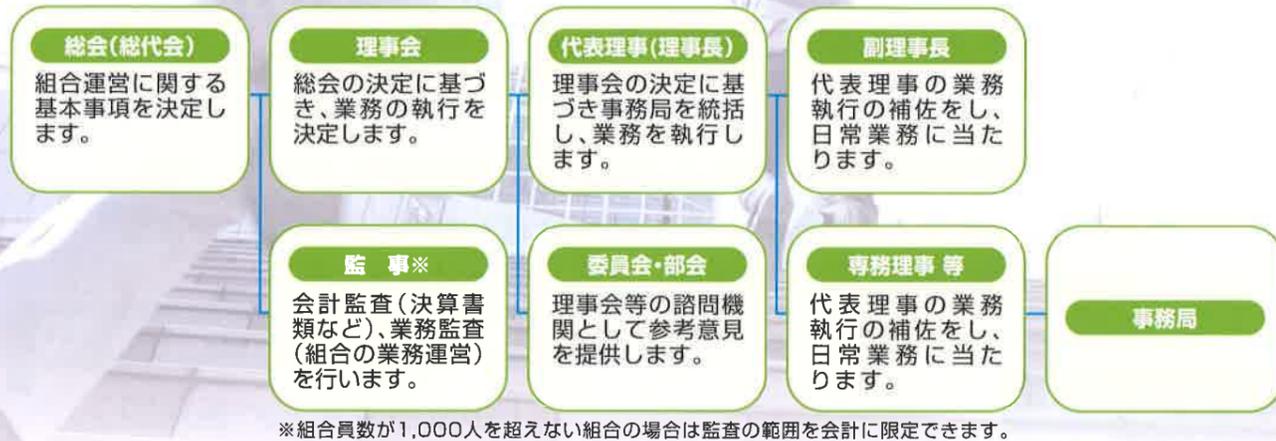
- ・法人設立届出書

08 組合事業の開始!

組合の管理・運営

組合の意思決定や業務の執行を行うための組織には、総会、理事会等の機関が定められているほか、必要によって委員会・部会などの任意の機関を設けることもできます。
一般的な組織は次のようなものです。

組合の管理・運営



総会(総代会)

総会は、組合の基本的事項を決定する最高意思決定機関です。

総会の決定事項は、理事の業務遂行や組合員のすべての行為をすべて拘束しますので、組合の機関のなかでは最高の機関でもあります。

総会の議決は組合員の利害に直接影響します。したがって、総会の運営は、形式的な審議にならないよう、十分議論を尽くすとともに、相互の意思疎通を図るよう努める必要があります。

総会は通常総会と臨時総会があり、通常総会は毎事業年度年1回、定款で定められた方法により開催します。臨時総会は必要に応じていつでも開催することができます。

01 総会の権限

組合の管理・運営等の基本的な事項は総会で決定し、業務遂行に関する具体的な事項は理事会で決定します。総会の議決事項には、法律によって定められている事項(法定議決事項)と、定款によって任意に定めることができる事項(任意議決事項)がありますが、主なものは次のとおりです。

法定議決事項

- 1 定款の変更
- 2 規約及び共済規程の設定・変更・廃止
- 3 事業計画・収支予算の設定・変更
- 4 経費の賦課・徴収方法
- 5 組合員の除名
- 6 役員選挙又は選任
- 7 決算関係書類の承認
- 8 役員報酬

任意議決事項

- 1 取引金融機関
- 2 借入金の最高限度
- 3 1組合員に対する貸付金・債務保証額の最高限度
- 4 手数料・使用料の率・額
- 5 その他、理事会で必要と認める事項

02 総会の開催及び運営方法

総会では、招集通知で予め知らせた議案について審議します。ただし、定款で定めれば、緊急議案についても議決できますが、この場合、代理人は議決に加わることはできません。

総会終了後は、議事録を作成し、保管する必要があります。また、所管行政庁への各種届け出、登記等の事務処理事項が発生する場合がありますので、ご注意ください。

招集方法

総会の招集は、基本的には会日の10日前までに日時、場所及び会議の目的(議案)を組合員に通知します。通常総会の場合は、決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して行わなくてはなりません。通常、代表理事が理事会の議決を経て招集します。

議決方法

《普通議決》
出席者の過半数で決めます。可否同数の場合は議長に可否の決定権が与えられます。(ただし、協業組合の場合は議長に決定権がないため否決となります。)

《特別議決》
重要事項(定款の変更などの組織の基本に触れるものなど)は組合員の半数以上が出席し3分の2以上の多数で決めます。協業組合の場合、全員が出席し、全員の同意により決する事項もあります。

理事会及び監事

理事会は、理事全員で構成し、総会で決定すべき事項を除いて、業務に関する一切の事項を決定する権限をもっています。

また、理事会で決定した業務を実際に行うのは代表理事ですが、代表理事が理事会の決定のとおり正しく業務を遂行しているかどうかを監視することも、他の理事の重要な役割の一つとなっています。

01 理事会の議決事項

理事会は、総会の権限以外の業務に関する一切のことを決定する権限をもっていますが、議決事項としては、次のようなものがあります。

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 1 総会において決定した業務の執行と執行細目の決定 | 5 持分譲渡の承認 |
| 2 総会の招集と総会への提出議案の決定 | 6 理事の自己契約・利益相反取引の承認 |
| 3 代表理事の選任(副理事長、専務理事等の選任を含む。) | 7 委員会などの理事会の諮問機関等の承認 |
| 4 組合員の加入の承認(協業組合の場合は、総会付議事項) | 8 参事・会計主任の選任・解任 |

02 理事会の開催及び議事運営

理事会は、必要に応じ何時でも開催でき、理事の過半数の出席により成立します。

招集方法

原則として会日の1週間前までに全理事に通知して行いますが、全理事の同意がある場合はこの招集手続きを省略することができます。招集は通常、代表理事が行います。

議決方法

出席者の過半数の賛否によって決めます。なお、理事は書面によって議決に加わることは認められますが、代理人の出席は認められませんので注意が必要です。

理事会の議長は、総会の場合と異なり議決に加わることはできませんが、可否同数の場合の決定権はありません。(可否同数の場合、その議案は否決されたこととなります。)また、審議しようとする議案と利害関係をもっている理事は、その議案の議決に加わることはできません。

03 監事の権限

監事は、会計に関する監査を行うとともに、原則として理事の業務執行についても監査を行います。ただし、監事の権限は組合の規模や定款の規定によって異なります。

組合員が1,000人を超えない場合は、定款の規定により監査の範囲を会計に限定することができます。また、組合員数が1,000人を超える組合については、組合運営の状況を的確に把握すべきとの考えから、監事のうち1人以上は組合員の役員や使用人以外の者とするのが義務付けられています。

組合には、どのような特徴がありますか？

01 設立直後から高い信頼性

株式会社や一般社団法人が、手続きと登記だけで設立できるのに比べ、組合は、都道府県など行政庁の認可が必要な「認可法人」で、設立に時間と手間はかかりますが、高い信頼性があります。

02 透明で公平な組織

株式会社は、社長でなくても、過半数を超える「株」をもってれば権限は絶対です。出資額が多い人が議決権を占有できます。

一方、組合は、出資額には関係なく、議決権が1人1票です。通常総会がもっとも大きな議決機関ですが、組合員の出資額に差があったとしても、全員平等の1人1票の議決権をもっていることとなります。

さらに組合では、1人当たりの出資額が全体の4分の1を超えることができません。つまり、出資額で議決権を占有することはできないのです。このようなことから、組合は、公平で平等な組織といわれるのです。

03 さまざまな補助事業・助成事業が活用できる

国や都道府県などは、組合に対して各種助成策を講じています。

行政庁としては、中小零細企業支援策を行う際に、業界団体に対して施策を行うことで、多くの事業者へ行きわたるように、さまざまな助成制度や補助事業があります。

04 税制上の優遇措置

法人税	利用分量配当 (組合の事業を利用した割合に応じて組合員に行う配当)	印紙税
株式会社等に比べ優遇されています。	損金に算入できます。	登記・不動産取得・公的手続きなどでは印紙税がかかりません。

中央会へ加入すると…

- 1 各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに入手できます。
- 2 中央会が発行する会報をお届けします。
- 3 中央会が主催する各種会合・交流会に出席することで様々な業界団体と交流が図られます。
- 4 中央会が主催する各種講習会・研究会に参加することができます。
- 5 定期的に指導員が巡回訪問するので、気軽にご相談いただけます。
- 6 中央会独自の各種共済・保険を割引価格でご利用になれます。
- 7 中央会の推薦を受けた会員組合は関係省庁及び中央会から表彰を受けることができます。
- 8 中央会を通じて行政機関等に業界の要望を建議・陳情できます。

組合事例一覧

P13 みやざき地頭鶏事業協同組合

住 所	〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号 畜産会館				
T E L	0985-77-5566	F A X	0985-77-5567	U R L	http://www.mjitokko.jp
設 立	平成20年10月	出 資 金	570千円	組合員数	56人
業 種	畜産農業	事業内容	共同供給事業		

P14 宮崎キャビア事業協同組合

住 所	〒880-0902 宮崎市大淀3丁目5番18号 南宮崎駅前ビルE棟2F				
T E L	0985-86-8686	F A X	0985-86-8687	U R L	http://caviar.or.jp http://www.chozame.com
設 立	平成25年4月	出 資 金	3,600千円	組合員数	14人
業 種	養殖業	事業内容	共同購入事業、共同加工事業、共同販売事業、共同宣伝事業		

P15 木城こんにゃくの郷づくり事業協同組合

住 所	〒884-0102 宮崎県児湯郡木城町大字椎木3872番地4				
T E L	0983-32-2378	F A X	0983-32-2467	U R L	—
設 立	平成26年8月	出 資 金	1,050千円	組合員数	7人
業 種	食品加工業	事業内容	共同加工事業、共同販売事業、共同宣伝事業		

P16 くまもと南園の匠協同組合

住 所	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町8-18				
T E L	096-355-7571	F A X	096-359-2655	U R L	http://www.nanen-takumi.jp
設 立	平成20年12月	出 資 金	3,600千円	組合員数	54人
業 種	農 業	事業内容	通信販売事業		

P17 企業組合元気処ふじた茶屋

住 所	〒806-0022 福岡県北九州市八幡西区藤田2丁目5番7号				
T E L	093-631-1178	F A X	093-631-5657	U R L	—
設 立	平成17年9月	出 資 金	1,000千円	組合員数	6人
業 種	飲食業他	事業内容	食堂の運営及び維持管理、弁当の製造及び販売、特産品及び健康食品等の販売		

P18 企業組合あじさい加工所

住 所	〒878-0164 大分県竹田市大字刈小野617番地1				
T E L	0974-66-3922	F A X	0974-66-3922	U R L	—
設 立	平成24年7月	出 資 金	450千円	組合員数	9人
業 種	食品加工業	事業内容	食品の製造・販売、レストラン経営		

みやざき地頭鶏事業協同組合

組合概要

住所	〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号 畜産会館				
T E L	0985-77-5566	F A X	0985-77-5567	U R L	http://www.mjitokko.jp
設立	平成20年10月	出資金	570千円	組合員数	56人

(平成27年3月現在)

背景と目的

宮崎県が独自に開発したオンリーワンブランドである「みやざき地頭鶏」は、平成2年に県が素ひなの供給を開始し、その後、着実に発展してきた。

本組合は、この「みやざき地頭鶏」の一層の普及拡大、生産振興、販売促進並びにブランド管理を総合的に行うために設立された。ブランド価値を高め類似品を規制するため「地域団体商標」を平成22年4月9日に取得するなど、全国的に注目される存在に成長してきた。

事業・活動の内容

【共同供給事業】

計画的なひな供給を実施することにより、生産者のみやざき地頭鶏の適正な飼養羽数を維持し、個々の健全な経営を図る。

【生産指定農場の認定】

農場の新規建設及び増設について、生産指定農場認定検査を行い、品質の確保とブランド管理を行っている。

【知的財産保護と指定店認定】

「みやざき地頭鶏」に係る商標権等知的財産の保護並びに総合的なブランド管理を行うとともに、一定の取引量のある取引先を指定店として認定し、積極的に販売促進を展開している。

【青年部活動】

平成23年6月に青年部が発足し、自主的な勉強会、視察研修、PRイベント、ボランティア活動等を行っている。



宮崎キャビア事業協同組合

組合概要

住所	〒880-0902 宮崎市大淀3丁目5番18号 南宮崎駅前ビルE棟2F				
T E L	0985-86-8686	F A X	0985-86-8687	U R L	①http://caviar.or.jp ②http://www.chozame.com
設立	平成25年4月	出資金	3,600千円	組合員数	14人

(平成27年3月現在)

背景と目的

宮崎県は昭和58年に旧ソ連との親善交流で日本水産庁が譲り受けたチョウザメの稚魚の飼育を県水産試験場小林分場で開始した。同試験場における長年の研究の結果、平成16年に全国で初めてシロチョウザメの完全養殖に成功し、そこから県内の養殖業者の数も次第に増えてきた。

このような状況の中、県内の養殖業者が協力して当組合を設立し、宮崎県産チョウザメの共同加工を行うことで、宮崎キャビアと魚肉の品質の均一化、高度化を図り、さらに生産と販売を推進することで宮崎ブランドの確立と組合員事業経営の安定化と経済的地位の向上を目指している。

事業・活動の内容

【共同購入事業】

主に各組合員の養殖用飼料の共同購入を行う。これにより組合員の飼料調達コストを削減し、収益性の向上を図る。

【共同加工事業・共同販売事業】

チョウザメ魚肉の加工を共同化することにより、商品品質の均一化を図ることができ、県水産試験場の支援を組合組織で一本化することにより、効果的な加工技術の習得と蓄積が可能となる。また、共同販売を行うことにより、商品開発や販路開拓が効果的に推進できるとともに、それに関連するコストも削減することができる。

【共同宣伝事業】

宣伝事業を共同化することにより、各組合員の宣伝コストの削減ができるとともに、各組合員が独自で行うことに比べて組合組織で宣伝することにより宣伝効果が大幅に向上することが期待でき、宮崎ブランドの浸透と確立にも役立つものと思われる。



木城こんにゃくの郷づくり事業協同組合

組合概要

住 所	〒884-0102 宮崎県児湯郡木城町大字椎木3872番地4				
T E L	0983-32-2378	F A X	0983-32-2467	U R L	—
設 立	平成26年8月	出 資 金	1,050千円	組合員数	7人

(平成27年3月現在)

背景と目的

伝統的製法を守ってこんにゃくを製造する業者も存在するが、木城町の中山間地域では、ここ数年は高齢化と後継者不足問題に悩まされているのが現状であった。このような中、こんにゃくの伝統的製法の継承と木城町の特産品化(製粉は用いず、生芋にこだわった商品づくり)を目標に商品開発等を行い、木城のこんにゃくブランドの確立、組合員の経営の安定化、経済的地位の向上などを目指している。

事業・活動の内容

こんにゃくの伝統的製法の継承と特産品化を目指し、木城町商工会と農業者が中心となり、こんにゃく芋の試験栽培や、地元の加工グループに指導を受けて、こんにゃくの商品開発を行っている。

【共同加工事業・共同販売事業】

こんにゃくの加工を共同化することにより、品質の均一化を図ることができる。また、共同販売を行うことにより、商品開発費の削減ができ、木城ブランドの確立などにより、経営の合理化を図る。

【共同宣伝事業】

各組合員の宣伝コストの削減につながり、経営の合理化を図る。



くまもと南園の匠協同組合

組合概要

住 所	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町8-18				
T E L	096-355-7571	F A X	096-359-2655	U R L	http://www.nanen-takumi.jp
設 立	平成20年12月	出 資 金	3,600千円	組合員数	54人

(平成27年3月現在)

背景と目的

熊本県は全国でも有数の野菜及び果樹の生産地であり、なかでも当組合の生産者はそれぞれの作物分野において地域のリーダー的役割を果たしている。

また、組合員であるそれぞれの生産者とのネットワークのもとで、同一作物の栽培期間の調整や品種の組合せによって農作物等のシリーズ生産化及び販売期間の延長が可能となるなど、当組合には多様な提供力・供給力がある。これらの特徴を活かして、ブランド力の強化と販売促進を図るため、平成23年より海外市場開拓及び組合員連携による新商品開発に取り組んでいる。

事業・活動の内容

組合内のプロジェクト会議により「海外市場開拓基本戦略を策定し、この戦略に基づき「海外市場開拓プロジェクト」を立ち上げている。同プロジェクトでは、香港、台湾、上海等の情報収集や現地市場調査を行うとともに、海外市場に販売できる熊本のプレミアム農作物を創りだすため、こだわり抜いた農法による「おいしい」「安全・安心度が高い」「匠の技が明確」などの生産基準を定め、匠の技が織りなすブランド化を推進している(プロジェクトは組合、有識者、専門家で構成)。

また、カタログ販売に加え、海外市場への参入をも見据えた「南園ネット研究会」を組織化し、国内外のネット販売に加え、海外の購入者の登録制による生産地訪問(南園の匠組合員)や研修ツアーなどによる交流促進の実現に向けた取り組みを行っている。



企業組合元気処ふじた茶屋

組合概要

住 所	〒806-0022 福岡県北九州市八幡西区藤田2丁目5番7号				
T E L	093-631-1178	F A X	093-631-5657	U R L	—
設 立	平成17年9月	出 資 金	1,000千円	組合員数	6人

(平成27年3月現在)

背景と目的

北九州市の副都心である黒崎の藤田商店街は、昭和30年代から50年頃までは、黒崎で最も賑わいのある中心的な商業施設であったが、現在は「昔賑やかだった商店街」になってしまった。そこで、少しでも賑わいを取り戻そうと、藤田地区の婦人仲間6人が、平成14年4月に共同運営形態の飲食店舗「ビッグ・ママ・キッチン」をオープンさせた。

事業・活動の内容

開業当時から平成24年9月までは、おかみさん9人の似顔絵の描かれたちょうちんが、ほのぼのとした雰囲気を醸し出す広さ70㎡の店に、テーブル3つと8つのカウンター席の地域密着型と呼ぶにふさわしい食堂であった。日替わり定食(600円)と刺身定食(800円)、そして、その日の冷蔵庫の中身と相談しながら、次の日のメニューを決めていた。

組合員が全員75歳を超え、一時は解散しようか迷ったが、周囲から励まされ、「元気処ふじた茶屋」と改称して同年10月に再スタートした。

現在は、飲食は軽食のみで、皆が持ち寄った洋服や雑貨、仕入れ販売しているお米、お茶、硬パン、羊羹など、高齢者が好む食料品、日用品、雑貨類を揃えている。運営は、現在6人の組合員が参加しており、毎日2人が交代で営業している。大半のスタッフは70歳代で、元洋裁店、ジーパン店、お好み焼き店、バイク店と、それぞれ以前に店を営んでいた、若しくは現在も店舗を手伝っている多忙な婦人達である。



企業組合あじさい加工所

組合概要

住 所	〒878-0164 大分県竹田市大字刈小野617番地1				
T E L	0974-66-3922	F A X	0974-66-3922	U R L	—
設 立	平成24年7月	出 資 金	450千円	組合員数	9人

(平成27年3月現在)

背景と目的

平成13年に稲葉川上流に稲葉ダムの建設計画が浮上し、その展望スポットにあじさい農産加工所をオープンさせ、地域の女性で、まんじゅうやこんにゃく、味噌など、地元で収穫した農産物を使用した加工品製造を行い、道の駅や県内のスーパーで販売してきた。平成22年の稲葉ダム完成に伴い、加工所で農産加工品を購入する観光客も徐々に増加してきた。そこで、地域の良さを知っていただくため、地域の旬の食材を使って昔ながらの味を提供する薬膳レストラン「ふるさと薬膳あじか野」を新たにオープンさせた。

事業・活動の内容

大分県竹田市は、広大で肥沃な土地と標高の高さからくる気象条件を活かし、米、畜産、高冷地野菜、サフラン、県の特産品であるカボスなど、農業算出額が県内1位を誇る。平成13年の加工所オープンから今日までの加工ノウハウを活かし、地元の野菜や果物、山菜など農産物を活用した食品の製造及び販売と、旬の野菜を使った地元料理を提供する薬膳レストランを営業している。ほとんど無農薬野菜で、その日の材料で添加物等は使わずに調理している。

地元の若者や女性の雇用創出に取り組み、地域の活性化を目指している。

- ◆あじさい農産加工所 営業時間：早朝～15:00(年中無休)
- ◆薬膳レストランあじか野 予約制(10名～)人数は要相談

